

ち いき く おう えん
「地域であんしんな暮らし」を応援します!!

こんな

心配ごと

ありませんか??

ひょうじゃく こう れい しゃ 病弱な高齢者の せいかつ ひ しん ばい 生活費が心配

わたし たんとく
私が担当しているお宅…
にん ちしやう かねんきん
認知症の方の年金を、どうやら、
ちか す むすこ じぶん せいかつ ひ
近くに住む息子さんが自分の生活費に
あてているようです。
そのため、ご本人に十分なサービスが出来ず、
き
気になっています。



りやうしん 両親のいない しん せき せいかつ しん ばい 親戚の生活が心配

わたし せいしんしつかん も
私のめいは精神疾患を持っているのですが、
りやうしん な
両親が亡くなりひとりで暮らしています。
こうかく
高額なアクセサリーやブランドのバッグなど
つぎつぎ か
次々と買っているみたいで…。
こんご せいかつ だいじやう ぶ
今後の生活は大丈夫なのかしら…。



こう れい 高齢になって ‘ひとり’の今後が心配

ひとり暮らしで頑張っているけど
さいきん わす おお
最近、もの忘れが多くなってきたみたいで…。
まん いち たいちやう にゅういん
万が一、体調をくずして入院とか
かいご ひつやう
介護サービスが必要になったりしたら心配。
ちか たよ しん
近くに頼れる親せきもいません…。



じ ぶん 自分なきあとの こども じ りつ しん ばい 子供の自立が心配

こどもがしょう しゃ せつ かよ
子どもが障がい者施設に通っています。
じ ぶん な
自分が亡くなった後、どうしても子どもが
ひとりで残されてしまいます。
こどもがあんしんして暮らせるよう、
じゅん び
準備をしておきたいのですが…。



こんなとき…



▶ 日常的なお手伝いが必要な方に ……………

「あんしんサポートねっと」

▶ 生活全般に対しての支えが必要な方に ……………

「成年後見制度」

があります。

あんしんサポートねっと

ふくし りようえんじよじぎょう
(福祉サービス利用援助事業)

せいどがいよう 制度概要

しょう しつべいとう ほんだんのうりよく ていか ひとり せいかつ
障がいや疾病等により判断能力が低下し、一人で生活していくのに
ふあん かた たいしやう せいかつ しえんいん ていきでき ほうもん にちじやうてき きんせん
不安がある方を対象に、生活支援員が定期的に訪問し、日常的な金銭
かんり しよるい せいり とど で てつだ
管理や書類の整理、届け出などお手伝いするサービスです。

りようかいし ▶ 利用開始までのながれ

そうだん ほうもん 相談・訪問



げんざい こま
現在、お困りのことなど、
ご相談ください。
しゃかいふくしきやうぎかい しゃくいん
社会福祉協議会の職員
(専門員)がお伺いしま
す。

しえんけいかくさくせい けいやく 支援計画作成・契約



せんもんいん てつだ けいかく つく
専門員がお手伝いの計画を作り、
それにご了解を頂いた場合は、ご
ほんにん けいやく おす
本人と契約を結びます。

けいやくじ ほんにん けいやくのうりよく いし
契約時にご本人の契約能力や意思
かくにん おすか ぼあい せいねんこうげんせい
の確認が難しい場合は、成年後見制
ど しょうかい
度のご紹介をいたします。

しえんかいし 支援開始



せいかつ しえんいん けいかく もと
生活支援員が計画に基
づきお手伝いを開始し
ます。
ほか こま
他にお困りのことが出て
きたらご相談下さい。

ないよう ▶ サービス内容

① 福祉サービス利用援助

ていきでき ほうもん みまも ふくし じやうほうていきやうとう
定期的な訪問、見守り、福祉サービスについての情報提供等

② 日常生活上の手続き援助

ゆうびんぶつ せいり かくにん とど で だいこうとう
郵便物の整理・確認、届け出の代行等

③ 日常的な金銭管理

にちじやうてき きんせん かんり にちじやうせいかつじやう せいかつひ かんり しはら だいこう せいかつひ とど とう
日常生活上の生活費の管理、支払いの代行、生活費のお届け等

④ 書類等預かりサービス

ふどうさん けんりしやうていき よきん じついんなど きんゆうきかん かしきんこ あす
不動産の権利証、定期預金、実印等を金融機関の貸金庫にて預かり
りようりきん ほか ねんかん きほんりやう えん つきつき りようりやう えん
※利用料金の他に、年間の基本料2,000円と月々の利用料500円がかかります。

りようりやうきん ▶ 利用料金 生活支援員による支援には利用料がかかります。

かい 1,200えん / 1じかんまで その後30分毎に400えん加算

※通帳をお預かりした場合は 1,600えん / 1じかんまで

※生活保護世帯の方は免除となります。

※交通費などの実費は、別途でご負担頂きます。

成年後見制度

制度概要

判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者などが
安心して生活できるよう、成年後見人等が家庭裁判所から選ばれるこ
とにより、その生活を法的に保護し、支えるための制度です。
法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度

▶ 利用開始までのながれ

申立て



家庭裁判所にご本人の状況による類型(後見、保佐、補助)にあわせて審判を申立てます。

申立てのできる人:
本人、配偶者、4親等以内の
親族、市町村長等

家庭裁判所での審理



ア. 申立人、後見人等候補者との面接
イ. 鑑定

申立時の診断書とは別に、必要に応じて家庭裁判所が医師に依頼する形で行われます。

ウ. 親族への照会
エ. 本人との面接

成年後見人等の選任・支援の開始



審判の結果、成年後見人等が選ばれ支援を開始します。

▶ 支援内容

- 本人の預貯金管理、不動産の処分、財産に関する契約等(財産管理)
- 介護・福祉サービスの利用や施設入退所の手続きや支払い、日常生活に関わる契約等(身上監護)

▶ 費用について

ア. 申立て時にかかる
諸費用について

収入印紙、郵便切手、登記印紙、診断書等 15,000~20,000円程度
※鑑定書は 100,000円程度(鑑定書は申立て後に必要となります)

イ. 成年後見人等に対する
報酬について

成年被後見人等の財産等により家庭裁判所にて決定します。

任意後見制度

本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、任意後見人との委任契約を公正証書で結ぶ制度です。
本人の判断能力が不十分となった場合に、具体的な支援が開始されます。

し き し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい
志木市社会福祉協議会
 けん り よう ご すい しん じ きょう
権利擁護推進事業

あんしんサポートねっと

ほう じん こう けん じ きょう
法人後見事業

ほうていごうけんせいど せいねんこうけんにとどう ほうじん にな
 法定後見制度における成年後見人等を法人として担う、
 ほうじんこうけん じ きょう じっし
 「法人後見事業」を実施しています。

けん り よう ご すい しん じ きょう うん えい い いん かい
権利擁護推進事業運営委員会

けん り よう ご すい しん じ きょう ほうじんこうけん じ きょうとう
 権利擁護推進のための事業(あんしんサポートねっと、法人後見事業等)の
 うんえい たい そうだん き かん き かん せつ ち
 運営に対する相談機関、チェック機関として設置しています。
 べんごし しほうしよし しゃかいふくしし ぜいりし みんせい いんぎょうせいいかんけいしゃ しゃきょうやくいん こうせい
 弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、民生委員、行政関係者、社協役員で構成しています。

そう だん し えん
相談支援

こうれいしゃ そうだん しょう しゃ かた そうだん し えん じ きょうしよ
 高齢者あんしん相談センターや障がい者の方の相談支援事業所をはじめ、
 かんけい き かん れんけい たいおう
 関係機関と連携しながら対応します。

どい あわ さき そう だん まど ぐち
問合せ先・相談窓口

しゃ かい ふく し ほう じん し き し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい
社会福祉法人 志木市社会福祉協議会

〒353-0001 志木市上宗岡1-5-1

● **あんしんサポートねっと**
法人後見事業

電話：048-474-6508

FAX：048-475-0014

E-mail：vc@shiki-syakyo.or.jp

し ない おも
 そう だん まど ぐち
**市内の主な
 相談窓口**

し き し やく しよ ちょうじゅおうえんか きょうせいしゃかいすいしんか
 志木市役所 長寿応援課・共生社会推進課 048-473-1111

す ち いき こうれいしゃ そう だん ち いき ほう かつ し えん
 お住まいの地域の高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)

- ◆ かしわ もり かしわちよう 048-486-5199
 柏の杜(柏町)
- ◆ たて さいわいちよう 048-485-5610
 館・幸町
- ◆ ほんちよう 048-486-0003
 ブロン(本町)
- ◆ むねおかきたけんいき 048-485-2113
 せせらぎ(宗岡北圏域)
- ◆ むねおかみなみけんいき 048-485-5020
 あきがせ(宗岡南圏域)